

◎新潟県告示第505号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定により、指定公金事務取扱者から変更の届出があったため、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年6月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
名称 株式会社メディアシップ・ブランド
事務所の所在地 新潟市中央区万代三丁目1番1号
- 2 指定公金事務取扱者が受託している公金事務に係る歳入等又は歳出
県立近代美術館及び県立万代島美術館に係る観覧料の徴収に関する事務
- 3 変更事項 名称
（変更前）株式会社メディアシップ・ブランド
（変更後）新潟日報みらいリンク株式会社
- 4 変更年月日
令和8年4月1日